

# 福井港貨物集荷促進事業実施要領

## (目 的)

第1条 この要領は、福井港の利用促進を目的として、福井港の利用企業に対して、貨物量に応じて交付する助成金について必要な事項を定める。

## (定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 助成対象事業

福井港において外航船・内航船を利用して行う輸移出入をいう。ただし、その対象貨物は以下の条件を満たすものであること。

ア 港から港へ海上輸送される貨物であること(海上に移出する石材、海上から移入する水産品等は除く。)

イ 港湾内に設置されたドルフィン、係留ブイで陸揚げされる貨物(石油製品、重油など)および埠頭内のサイロへ貯蔵される貨物(セメントなど)でないこと。

ウ 事業期間内に、福井港の水域に入り最初の港湾施設(港湾法第2条第6項の認定を受けた港湾施設を含む。)に到着した船舶に積載されている貨物であること。

### (2) 新規企業

前年度および前々年度に助成対象事業を実施していない企業をいう。

### (3) 継続企業

当該年度に助成対象事業を実施した企業のうち、新規企業以外のものをいう。

### (4) 船荷証券

船会社が貨物の引受けをしたときに、荷主に対して発行する貨物の受取または船積みおよび運送契約の内容を証する証券をいう。

### (5) 荷役協定書

荷主が移出入を行うときに、船会社と船舶代理店との間で入出港および貨物荷役に関する事項を協定した書面をいう。

### (6) トン

バラ貨物の量をあらわす単位で、船荷証券等により確認することが可能な積載貨物のトン数とする。なお、1トンに満たない端数は切捨てとする。

## (助成事業者)

第3条 助成事業者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続していること(個人経営者を含む。)

(2) 船荷証券において、輸出の場合は荷送人として、輸入の場合は荷受人として記載され、または、荷役協定書において、荷主と記載されていること。ただし、商社経由などの理由により荷送人、荷受人または荷主として記載されていない場合は、実質上の荷主であることが確認できること。

(3) 次のアまたはイのいずれかに該当する助成対象事業を福井港で実施する企業であること。

ア 新規企業で、当該年度における合計貨物量が100トン以上のもの

イ 継続企業で、当該年度における合計貨物量が前年度に比べ1,000トン以上増加しているもの

(4) 県税の全税目に滞納がないこと。

(助成金の交付額)

第4条 助成事業者に交付する助成金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 新規企業については、当該年度における合計貨物量が100トン以上2,000トン未満の場合は10万円、2,000トン以上3,000トン未満の場合は20万円、3,000トン以上の場合は30万円を助成する。
- (2) 継続企業については、当該年度における合計貨物量が前年度に比べ1,000トン以上増加している場合、増加した貨物量1,000トン当たり10万円を助成する。
- (3) 助成事業者に交付する額は、1社または個人事業主1人につき30万円を上限とする。
- (4) 助成金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(助成事業者指定申請)

第5条 助成事業者は、当該年度における助成対象事業を開始しようとするときは、速やかに助成事業者指定申請書 兼 事業計画書(様式第1号)を福井県(以下「県」という。)に提出しなければならない。

(助成事業者の指定)

第6条 県は、前条の規定により提出された書類に基づいて指定の適否を決定し、助成事業者指定通知書(様式第2号)により助成事業者に通知するものとする。

(事業の変更または中止の申請)

第7条 助成事業者は、事業内容を変更または中止するときは、事業計画変更申請書(様式第3号)により県に申請しなければならない。

(助成事業者指定の変更・取消し)

第8条 県は、助成事業者に事業の進行状況等について照会することができる。この場合、助成事業者は、照会を受けてから10日以内に事業の進行状況、今後の見込み等について、書面で回答しなければならない。

- 2 県は、前項の書面または第7条の規定による事業計画変更申請書を審査し、助成事業者指定(変更・取消)通知書(様式第4号)により指定を変更し、または取消することができる。

(交付申請および事業実績報告等)

第9条 助成事業者は、事業完了の日から30日以内または翌年度の4月5日のいずれかの早い期日までに、交付申請書 兼 事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて県に提出しなければならない。

- (1) 船舶代理店証明書(様式第5号別紙1)
- (2) 船荷証券、荷役協定書等荷主であることを確認できる書類
- (3) 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書(様式第5号別紙2)および地方消費税の納税証明書
- (4) 登記事項証明書など事業所の所在地を確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

- 2 助成事業者は当該年度における貨物量に応じて交付される助成金の額が第4条3項に定める上限に達したときは、事業計画に定める日に拘わらず、前項に定める書類を県に提出することができる。

(交付決定および額の確定等)

第10条 県は、前条の規定により提出された書類を審査し、事業の実施が確認されたときは、助成金の交付を決定するとともに額の確定を行い、交付決定通知書（様式第6号）により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求および支払い)

第11条 前条の規定による交付決定通知を受けた助成事業者は、交付請求書（様式第7号）により県に助成金の交付を請求するものとする。また、県は請求書を受理した後、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消しおよび助成金の返還)

第12条 県は、助成金の交付を受けた事業者がこの要領の規定に違反したとき、または助成事業者指定申請書 兼 事業計画書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、県が別に定める。

附 則

1 この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

2 この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則

3 この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

4 この要領は令和3年3月26日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

5 この要領は令和8年4月1日から施行する。